

## 令和2年4月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時  
令和2年4月28日（火）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時15分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所講堂1（南庁舎3階）
- 3 出席委員  
農業委員11名
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
なし
- 6 出席した事務局職員  
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議案  
第6号議案 農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について  
第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について  
報告事項4 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 ただいまの出席委員は、11名です。定足数に達しておりますので、これより4月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、寺田博道委員、水野政起委員にお願いをいたします。

会 長	<p>本日の付議事件としては、第6号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」、第7号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」が1件でございますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは早速ですが、第6号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第6号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による下限面積に代わる別段の面積を本市農業委員会が定めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議する必要があるからでございます。</p> <p>20アールの設定根拠につきましては、昨年度と同様に2015年の農林業センサスに基づく農地面積別の農家世帯数を考慮して、全体の農家数の約4割を下回らないように算定した結果、20アールとなったものでございます。</p> <p>なお、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農を促進しなければ農地の保全および有効利用が図れない場合は、さらに下限面積を引き下げることができるとされていますが、昨年度の本市の遊休農地面積は、3.5haであり、農地面積132haに対して約2.6%と少ないことから、引き続き本市農業委員会では20アールと設定するものでございます。</p> <p>参考までに、昨年度の近隣市町の設定状況ですが、瀬戸市が、20アール、長久手市が、20アール、日進市が、30アールとなっています。</p> <p>第6号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
会 長	<p>質問もないようですので、第6号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>

会 長	<p>挙手全員により、尾張旭市農業委員会が定める別段の面積を現行のまま20アールと決定しました。</p> <p>続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第7号議案について説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく権利移動に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p>
事務局 補佐	<p><b>【番号1 調書を朗読】</b></p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p> <p>番号1の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
緒方佐代子 委 員	<p>4月24日、水野政起委員、水野洋子委員と私の3人で現地を調査しました。申請地は、平子町東地内で、城山街道多度神社前交差点から北に1.3キロメートル程の地点にございます。譲受人の住宅南東側、南側に面する間口3メートル、奥行7メートル程の土地です。転用目的は、所有者が遠方のため、荒地にならないよう管理を任されていたものであり、今回敷地延長として取得するものですが、今後の管理については万全を期すとのことであり、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えます。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、本申請は許可相当と考えます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
会 長	<p>質問もないようですので番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p><b>【番号2 調書を朗読】</b></p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。</p> <p>番号2の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
水野政起 委 員	<p>4月24日、水野洋子委員、緒方佐代子委員と私の3人で現地を調査しました。申請地は、平子町東地内で、特別養護老人ホーム敬愛園の北東、旧名古屋市若葉寮の南側に位置しています。現在は、梅の木が一本植わっている状態で、北側及び南側は民家で、西側は高低差のある雑木林となっています。</p> <p>転用目的は、申請地北側にある会社の通勤車両や社用車のための駐車場です。</p> <p>また、申請地は平坦で西から東へなだらかな傾斜となっており、雨水については申請地東側道路側溝に排水でき、境界についてはブロック積みで土留めとし、アスファルト敷きで土砂が流出しないよう対策が講じられた計画となっています。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、本申請は許可相当と考えます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
会 長	<p>質問もないようですので番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」説明をします。</p> <p>この議案は、生産緑地法第10条の規定に基づき買取申出をする生産緑地について買取申出の理由である死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障を生じた者が、「農業の主たる従事者」もしくは「一定割合以上従事しているもの」に該当していたことを証明することについて、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>第8号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
水野洋子 委 員	<p>4月24日、水野政起委員、緒方佐代子委員の3人で現地を調査しました。申請地は、大久手町地内で、旭丘小南交差点から東へ進んだところにある眼科の南東側に隣接しています。以前は田んぼとして耕作されていましたが、現在は、区画整理中で埋め立てられており、草刈り等の管理がされています。病院の診断書のとおり今後耕作をすることは困難であると考えます。</p> <p>以上のことから調査員としては、証明して差し支えないと考えます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
若杉致由 委 員	<p>従前地の使用収益停止及び仮換地指定後の使用収益開始の時期は分かりますか。</p>
水野洋子 委 員	<p>具体的な時期は分かりません。以前は確かに田んぼとして耕作していました。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>報告の前に皆さまにお願いがございます。</p> <p>報告事項の説明方法についてですが、従来、私の概要の説明のあと、担当より関係調書の説明のため、調書の読み上げをしておりましたが、市街化区域内の農地の転用であることや、新型コロナウイルス</p>

	<p>ルス感染症の拡大や緊急事態宣言の発出に伴いまして、総会の時間短縮を図るため、今後は、読み上げをやめ、概要説明のみとさせていただきます、問題がありましたら、随時改善していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、説明に移ります。報告事項4「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」、1としまして、農地法第4条による届出が、1件で500平方メートル、主な概要は、狩宿町地内で集合住宅1件です。2としまして、農地法第5条による届出が、5件で1,777.3平方メートル、主な概要は、東大道町地内外で一般個人住宅3件、集合住宅1件、駐車場1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局からの報告は終了しました。</p> <p>報告事項の説明方法を変更するとのことでしたが、委員の皆さま、よろしかったでしょうか。</p>
塚本博之 委 員	<p>質問は受け付けていただきたい。</p>
会 長	<p>総会終了後に事務局へ質問するという形でもよろしいでしょうか。</p>
事務局 補佐	<p>お気付きの点がございましたら、その場でも総会終了後でも質問していただければと思います。</p>
会 長	<p>他に意見はございませんか。</p>
会 長	<p>委員の皆さまのご了解を得られましたので、事務局は、今後も同様に説明をお願いします。</p> <p>本日の議事はこれもちまして終了しました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さまにお知らせなどがありますか。</p>

事務局	<p>2点ございます。</p> <p>1点目です。例年、東京都文京区にて開催される「全国農業委員会会長大会」でございます。毎年2名の委員の方にご出席いただいておりますが、今年度につきましては、残念ながら新型コロナウイルスの影響で中止となりましたので、ご承知おきください。</p> <p>2点目です。お手元にお配りしました「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてです。これは、昨年度の活動が計画に対して達成できたかどうかの評価案と今年度の活動目標と計画案を作成し、ホームページに30日以上掲載し意見を求め、意見等があれば修正し、正式に当委員会の点検・評価及び活動計画として定め、6月末までに県を通じて東海農政局に報告するものです。内容をご確認いただき意見や修正があれば次回の定例会までに事務局へご連絡ください。</p> <p>お知らせは以上です。</p>
会長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は5月28日(木)午後1時30分から開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>